

精華町地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、精華町地域福祉活動計画策定に関わった委員と地域福祉活動の実践者や役職員が連携して、常に社会の情勢や地域の状況を把握し、住民のニーズに沿った計画の推進、計画の進行管理を行うことを目的として設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、精華町地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 推進委員会は、10名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 理事
- (2) 地域福祉活動実践者
- (3) 精華町地域福祉活動計画策定委員
- (4) 精華町地域福祉推進ネットワーク会議委員
- (5) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

2 最初に招集される推進委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

3 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

4 この要綱は、令和 4年 5月17日から施行する。